

宝塚市変動型最低制限価格制度試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が実施する競争入札において、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的とする。

(対象入札)

第2条 変動型最低制限価格制度を適用する入札は、電子入札システムを用いて執行する制限付き一般競争入札から総務部長が指定する。

(算定対象の入札)

第3条 この要領において、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札に付する案件ごとに定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 開札までの間に、前2号の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- (4) 宝塚市契約規則（平成22年規則第9号、以下「規則」という。）第11条に該当し、無効とした入札
- (5) 予定価格を超える金額でした入札
- (6) その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(算定方法等)

第4条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

- (1) 算定対象の入札数が4以上のときは、入札金額の一番低い金額の札（同額の札が複数ある場合はその一つ）を除いた全ての算定対象の入札について、その平均額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を求め、その数に100分の85を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をその入札における最低制限価格とする。
- (2) 算定対象の入札数が3以下のときは、予定価格に契約規則で定める最低制限価格の範囲で最も低い率を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた金額) とする。

(落札決定方法)

第5条 変動型最低制限価格を採用した場合の落札者の決定は、算定対象の入札を行った者のうち、算出された最低制限価格以上であって、最低の価格をもって入札した者とする。

(公表)

第6条 変動型最低制限価格を採用する場合は、当該入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。